

制定 平成27年3月18日 原規放発第 1503127号 原子力規制委員会決定  
改正 平成29年6月30日 原規放発第 17063031号 原子力規制委員会決定  
改正 令和元年7月24日 原規放発第 19072414号 原子力規制委員会決定

原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について次のように定める。

平成27年3月18日

#### 原子力規制委員会

原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について

原子力規制委員会は、原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について別添のとおり定める。

附 則（平成27年3月18日制定）

この規程は、平成27年3月18日より施行する。

附 則（平成29年6月30日改正）

この規程は、平成29年7月1日より施行する。

附 則（令和元年7月24日改正）

この規程は、令和元年9月1日より施行する。

原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度  
の運用について

国際原子力・放射線事象評価尺度(The International Nuclear and Radiological Event Scale 以下「INES」という。)は、国際原子力機関(IAEA)及び経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)において策定され、我が国でも1992年8月1日より運用を開始している。2008年に放射性物質の運搬及び放射線源に関しての評価を加えるなどの改訂を経て、IAEAが発行した「The International Nuclear and Radiological Event Scale (INES) User's Manual, 2008 Edition」を基に運用してきたところである。

これを踏まえ、原子力規制委員会が所管する法令により規制されている原子力施設等で発生した事故・故障等に対するINESを用いた評価(以下「INES評価」という。)及び当該評価に基づくINESレベルの格付けについて、INESナショナルオフィサーとして指定された者が行うに当たっての要領を下記のとおり定める。

記

1. 適用範囲

INES評価は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第62条の3の規定又は放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第31条の2の規定に基づき、原子力規制委員会に報告された事故・故障等の事象(以下「法令報告事象」という。)に対して実施する。

2. 評価方法

INES評価は、IAEAが発行した「The International Nuclear and Radiological Event Scale(INES) User's Manual, 2008 Edition」を基本として、INESナショナルオフィサーが行う。

3. 運用方法

(1) INESナショナルオフィサーは、原子力規制庁長官官房総務課事故対処室(以下「事故対処室」という。)が原子力事業者等から法令報告事象の発生の報告又は届出を受けたときは、当該事象の状況が安定し、かつ、当該事象のINES評価に必要な情報が得られ次第、INESレベルが2以上の事象又は国際的に関心が高いと判断した事象その他INESナショナルオフィサーが認めるものについて暫定のINES評価及び当該評価に基づくINESレベルの格付けを行う。

また、当該原子力事業者等から法令報告事象に係る原因及び対策に関する報告書等が原子力規制委員会に提出され、当該法令報告事象に係る原子力施設等の規制を担当する原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官付若しくは東京電力福島第一原子力発電所事故対策室又は長官官房安全規制管理官付（以下これらを総称して「規制担当課室」という。）により、当該事象に係る原因及び対策の内容が妥当であると評価されたとき、INESナショナルオフィサーは当該報告書等を基に最終のINES評価及び当該評価に基づくINESレベルの格付けを行う。

ただし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）において原子炉等規制法第64条の2第2項の規定に基づく特定原子力施設に係る実施計画の認可日以後に発生した事象については、平成26年12月10日の平成26年度第45回原子力規制委員会において示された方針に従い、福島第一原子力発電所の状況を踏まえ、INES評価尺度のうち深層防護及び施設における放射線バリアと管理の基準を適用することが適当でないことから、INESレベルが6以上に相当するものでない場合には、INESレベルの格付けは行わない。

（2）次の要領により、INESレベルを公表する。

事故対処室は、暫定のINES評価によるINESレベルの格付けを行った場合には、当該格付けを行い次第、原子力規制委員会ホームページにおいて公表する。

事故対処室は、最終のINES評価によるINESレベルの格付けを行った場合には、当該法令報告事象に係る原因及び対策に関する規制担当課室による評価結果にINESレベルの格付けを示して、原子力規制委員会に承認され次第、原子力規制委員会ホームページにおいて公表する。

INESナショナルオフィサーは、INESレベルが2以上の事象又は国際的に関心が高いと判断した事象その他INESナショナルオフィサーが認めるものについては、原子力規制庁長官官房総務課国際室及び規制担当課室と協力して、IAEAに必要な事項を報告する。この場合において、INESレベルの格付けを行わない事象については、INESレベルの格付けを行わない理由を報告する。

INESレベルが2以上の事象又は国際的に関心が高いと判断された事象その他INESナショナルオフィサーが認めるものについては、とは別に、原子力規制庁長官官房総務課国際室は、同課広報室、事故対処室及び規制担当課室と協力して、IAEAその他の海外の機関に対し、当該事象の概要、環境への影響及び原子力規制委員会の対応について情報提供する。

（3）INESナショナルオフィサーは、放射性物質の事業所外の運搬において発生した法令報告事象についてINES評価及びINESレベルの格付けを行うに当

たつては、国土交通省と連携する。

以上

表 INES で事象を評価するための一般基準

INES レベル	人と環境	施設における放射線 バリアと管理	深層防護
7 (深刻な事故)	計画された広範な対策の実施を必要とするような、広範囲の健康および環境への影響を伴う放射性物質の大規模な放出。		
6 (大事故)	計画された対策の実施を必要とする可能性が高い放射性物質の相当量の放出。		
5 (広範囲な影響を伴う事故)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画された対策の一部の実施を必要とする可能性が高い放射性物質の限定的な放出。</li> <li>放射線による数名の死亡。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>炉心の重大な損傷。</li> <li>高い確率で公衆が著しい被ばくを受ける可能性のある施設内の放射性物質の大量放出。これは、大規模臨界事故または火災から生じる可能性がある。</li> </ul>	
4 (局所的な影響を伴う事故)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元で食物管理以外の計画された対策を実施することになりそうもない軽微な放射性物質の放出。</li> <li>放射線による少なくとも1名の死亡。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>炉心インベントリーの0.1%を超える放出につながる燃料の溶融または燃料の損傷。</li> <li>高い確率で公衆が著しい大規模被ばくを受ける可能性のある相当量の放射性物質の放出。</li> </ul>	
3 (重大な異常事象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令による年間限度の10倍を超える作業員の被ばく。</li> <li>放射線による非致命的な確定的健康影響(例えば、やけど)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転区域内での1Sv/時を超える被ばく線量率。</li> <li>公衆が著しい被ばくを受ける可能性は低い設計で予想していない区域での重大な汚染。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全設備が残されていない原子力発電所における事故寸前の状態。</li> <li>高放射能密封線源の紛失または盗難。</li> <li>適切な取扱い手順を伴わない高放射能密封線源の誤配。</li> </ul>
2 (異常事象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>10mSvを超える公衆の被ばく。</li> <li>法令による年間限度を超える作業員の被ばく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>50mSv/時を超える運転区域内の放射線レベル</li> <li>設計で予想していない施設内の区域での相当量の汚染</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際の影響を伴わない安全設備の重大な欠陥。</li> <li>安全設備が健全な状態での身元不明の高放射能密封線源、装置、または、輸送パッケージの発見。</li> <li>高放射能密封線源の不適切な梱包。</li> </ul>
1 (逸脱)			<ul style="list-style-type: none"> <li>法令による限度を超えた公衆の過大被ばく。</li> <li>十分な安全防護層が残ったままの状態での安全機器の軽微な問題。</li> <li>低放射能の線源、装置または輸送パッケージの紛失または盗難。</li> </ul>
安全上重要でない(評価尺度未満/レベル0)			

INES ユーザーズマニュアル 2008 年版邦訳版  
(旧原子力安全・保安院及び文部科学省発行)の抜粋